

## 総論 調査研究の目的と成果

本報告書は、厚生労働省労働基準局監督課からの要請に基づき、平成17年4月から平成18年3月末までの期間に実施した調査研究（以下では本調査研究という）の成果をまとめたものである。

### I 本調査研究の目的と課題

#### 1. 本調査研究の目的

本調査研究の目的は、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスにおける年少労働者保護の法制度及びその実態を、文献及び現地でのヒアリングをもとに調査研究することである。特に、演劇、オペラ、ミュージカル、テレビ番組製作、映画製作、モデル撮影等のメディア・文化領域において子役として就労している児童（各国において規定の仕方は異なるが、ここでは単に「演劇子役等」という。）の労働保護規制の在り方、法規の運用、就労実態及び健康、教育、財産管理などへの影響を調査研究している。

#### 2. 本調査研究の背景

本調査研究の背景には、我が国において、平成16年、演劇子役等の就労可能時間の上限がこれまでの午後8時から午後9時までに延長されたことがある。

演劇子役の就労可能時間については、「規制改革・民間開放推進三か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）に基づき、労働基準法に基づく告示によって、午後9時まで可能となった。この閣議決定では、就労可能時間を延長するに当たり「健康、福祉等への影響に留意すること」を求めており、演劇子役等の就労に当たっての保護と配慮を重要視するよう注意を促している。

そこで、厚生労働省から、独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）に対して演劇子役等への健康、福祉等への影響について、諸外国の実態を調査するよう要請があり、当機構において「諸外国における年少労働者の深夜業についての研究」として、平成17年4月より調査研究活動を開始した。

#### 3. 本調査研究の課題

我が国では、演劇子役等の①最低年齢、②労働契約の締結、及び③賃金、就労時間等の規制に関し、労働基準法において次のように規定している。

- ① 最低年齢に達しない児童の就労制限について、労働基準法は「使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。」【第56条第1項】と規定しているが、満13歳以上の児童については、児童の健康・福祉に有害ではなく労働が軽易なものについては、所管労働基

準監督署長の許可を受けた場合には、修学時間外に使用することができる【第56条第2項前段】と定め、さらに、「映画の製作又は演劇の事業については、満13歳未満の児童についても、同様とする。」と規定している【第56条第2項後段】。

- ② 労働契約の締結については、親権者又は後見人は、未成年者に代わって労働契約を締結することはできず【第58条第1項】、親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向つてこれを解除することができる【第58条第2項】と規定している。
- ③ 賃金請求権については、未成年者は、独立して賃金を請求することができ、そして、親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代わって受け取ってはならないと規定している。【第59条】
- ④ 児童の労働時間は、「修学時間を通算して1週間に40時間」、「修学時間を通算して1日について7時間」を超えて労働させることはできない。時間外労働・休日労働については、満18歳未満の者には原則的に禁止している【第60条第1項】が、15歳以上18歳未満の者について、1週間の労働時間が法定労働時間を超えない範囲内で、「1週間のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮する場合において、他の日の労働時間を10時間まで延長する」ことが可能とされている【第60条第3項】。
- ⑤ 深夜業については、「映画の製作又は演劇の事業」に従事する児童（演劇子役等）が第56条第2項に定める行政官庁の許可を受けて就労する場合には、当分の間、午後9時まで就労することが可能とされる【第61条第5項、第56条第2項、平成16年11月22日厚生労働省告示第407号】。

また、演劇子役等の就労については、労働基準法の定め以外にも児童福祉法、学校教育法等の適用による保護に基づき、家庭、劇場等使用者、学校との連携の中で健全な発育が阻害されることがないように十分な注意の下で行われなければならない。

上記のように、演劇子役等として就労する児童に対しては、様々な観点から保護・規制が体系的・総合的に加えられている。しかし、演劇子役等に対する就労の実態及び健康・福祉等への影響はこれまで十分に調査研究されてきていなかった。

これに関連し、諸外国において、演劇子役等の健康、福祉及び教育等を考慮して、年少者・児童にいかなる労働保護規制を講じているか、その運用の実態、児童の健康管理と健やかな成長及び教育の充実を図るためにどのような施策が講じられているか調査することが必要である。

本調査研究は、以上のように、演劇子役等の就労可能時間の延長とその教育、福祉等への影響に留意すべきとする閣議決定を機縁としているが、児童の福祉に関する事項は、

児童の肉体及び精神面、家庭生活など広範囲にわたることから、年少労働者の保護規制の在り方（とくに就労可能な最低年齢）、演劇子役等の就労に係る法制、その運用並びに監督の実態、就労が児童の健康面・教育面に及ぼす影響、そして家庭生活への影響（特に児童が得た収入の管理）について、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの4か国を対象に、調査研究することが計画された。

## II 調査研究の方法と調査項目

### 1. 調査研究の方法

本調査研究は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの4か国を調査対象国としている。フランス、ドイツは、ヨーロッパ大陸国として法制面において共通点を有し、特に、年少労働者保護に関するEU指令【1994年6月22日、EC公報 Nr.216p.12】の影響を色濃く有している。これに対して、イギリスは、EU加盟国の一つであるが、フランス、ドイツとは労働法制においていくつかの点で異なった原理が支配している国である。さらに、アメリカは、ヨーロッパとかなり異なった独自の法制を展開している国であるが、演劇子役等を用いた娯楽産業が最も発達していることから、本調査研究にとって重要な位置を占めている。

調査研究の内容は、大きくは、法制面の調査研究と、実態面の調査研究の二つに分かれる。法制面は、さらに、18歳未満の年少労働者を対象とした保護規制と演劇子役等の就労に係る法制とに分かれる。実態面の調査研究は、主に演劇子役等を対象として、法律の運用・監督及び就労実態、就労が演劇子役等の健康、教育、財産管理等に及ぼす影響を調査研究している。

調査研究グループは、法制面と実態面の二つに分けて組織されている。

法制面では、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスに造詣の深い労働法研究者（アメリカ担当・法政大学人間環境学部教授 永野秀雄、イギリス担当・専修大学法学部教授 有田謙司、ドイツ担当・東洋大学法学部教授 鎌田耕一、フランス担当・法政大学講師 水野圭子）の参加により、実態面では、JILPT国際研究部調査員（アメリカ担当・高畑正人、イギリス担当・樋口英夫、ドイツ担当・吉原夕紀子、フランス担当・野村かすみ（主任調査員））によってグループを組織した。

研究会は、5回実施し、平成17年11月から12月にかけて海外調査を実施した。

海外調査前の研究会では、①年少労働者保護に係わる法制に関する文献による調査、②調査項目の絞り込みと海外調査票の作成、③海外調査の準備（相手国の関係機関・関係者への連絡等）を行った。

海外調査後は、④海外調査結果の報告、⑤研究報告書の取りまとめについて協議した。

## 2. 調査項目

調査項目は、大きく、法制面と実態面に分かれています。

### (1) 法制面

法制面については、年少労働者保護に係わる一般的なルール・規制（以下では原則的規制）と演劇子役等に係る規制を調査対象としている。

法制面における詳しい調査項目としては、下表の通りである。

【原則的規制】	【演劇子役等に係る規制】
根拠法令	根拠法令
最低年齢	最低年齢
最低年齢の例外	特例がある子役等の職種の範囲
	特例がある子役等の業務の範囲
年少者の証明書	年少者の証明書
義務教育	
	演劇子役等の労働者性
労働契約	労働契約
職業許可権	職業許可権
賃金請求権	賃金請求権
財産管理	財産管理
労働時間	労働時間
休憩	休憩
時間外労働	時間外労働
休日	休日
休息期間	休息期間
深夜業（就業可能時間帯）	深夜業（就業可能時間帯）
年次有給休暇	
使用許可手続き（行政官庁・各学校長等）	使用許可手続き（行政官庁・各学校長等）
サンクション	サンクション
危険・有害業務の就業制限	危険・有害業務の就業制限
禁止行為	禁止行為
民営職業紹介の規制	民営職業紹介の規制
児童の外出規制	

## (2) 実態面

実態面では、主に演劇子役等に関して、①年少労働者保護に係わるルールの実態及び監督官庁の運用等に対する関係者の評価等、②就労が児童の健康面に及ぼす影響、③就労が学校教育面に及ぼす影響と当該国の学校教育制度の概要、④就労が児童の家庭生活、財産管理などに及ぼす影響について調査を行った。

## 3. 海外調査の訪問先・ヒアリング対象者

以下では、各国における調査の訪問先・ヒアリング対象者をあげる。ただし、子役とその親は個人情報保護のため及び本人らの希望もあり匿名としている。

### (1) アメリカ

本調査研究では、アメリカの娯楽産業の中心地たるカリフォルニア州、ニューヨーク州を対象としている。両州は、一般の未成年者労働保護法制に加え、芸能実演に従事する演劇子役等に関する充実した特別法制をもっていることから、取り上げた。

ヒアリング対象者は、次の通りである。

平成 17 年 11 月 27 日 (日) 子役

平成 17 年 11 月 28 日 (月) 映画俳優労働組合(The Screen Actors Guild / SAG)

<対応者> Ms. Pamm Fair, Deputy National Executive Director of Policy and Strategic Planning

平成 17 年 11 月 28 日 (月) ロサンゼルス労働監督署(State of California Department of Industrial Relations, Division of Labor Standards Enforcement)

<対応者> Mr. King Cheung, Senior Deputy Labor Commissioner

平成 17 年 11 月 28 日 (月) 子役

平成 17 年 11 月 29 日 (火) カリフォルニア州スタジオ教員組合(The Studio Teachers of Local 884)

<対応者> Ms. Polly Businger

平成 17 年 12 月 1 日 (木) ニューヨーク州労働局(New York State Department of labor)

<対応者> Ms. Connie J. Varasia, Deputy commissioner for workforce protection standards and licensing

平成 17 年 12 月 2 日 (金) 映画俳優労組ニューヨーク支部(The Screen Actors Guild / SAG)

<対応者> Mr. John T. McGuire, Senior advisor

平成 17 年 12 月 2 日 (金) 俳優の公平協会(Actor's Equity Association)

<対応者> Mr. Willie Boston, EEO Business Representative

平成 17 年 12 月 2 日 (金) テレビ・ラジオアーティスト全米労組

(American Federation of TV & Radio Artists (AFTRA))

<対応者> Mr. Thomas R. Carpenter, General Counsel / Director of Legislative Affairs

### (2) イギリス

イギリスの現地調査は、制度の実質部分である許可の審査・発行および就業現場への査察を担う地方当局の教育部門として、ウェストミンスター区およびバッキンガム州にヒアリングを行ったほか、就業現場の関係者として、各々シアタースクールも運営しているエージェント 2 社 (Jackie Palmer Agency 及び Young'Uns Agency) 及びこれに所属する子役・親、またウェストエンドをはじめ英国内の多くの劇場が加盟するロンドン劇場協会・中劇場協議会 (Society of London Theatres-Theatrical Management Association) を訪問した。加えて、専門家より法的見地からの意見を聴取するため、児童の法的保護に関する公益団体である児童法律セ

センターの所長を務める Carolyn Hamilton エセックス大学教授、オックスフォード・ブルックス大学の Lucy Vickers 法学部教授を訪問した。

ヒアリング対象者は、次の通りである。

平成 17 年 12 月 5 日（月）エセックス大学 (University of Essex)

＜対応者＞Prof. Carolyn Hamilton, Director of Children's Legal Centre, Department of Law

平成 17 年 12 月 6 日（火）ウェストミンスター区 (Westminster City Council)

＜対応者＞Richie Adeyeye, Office Manager

Thomas Manneh, Group Operations Manager

平成 17 年 12 月 6 日（火）バッキンガム州 (Buckinghamshire County Council)

＜対応者＞Gwen Medd, Child Employment Officer

Lesley Galloway, Education Manager-Social Inclusion, Special Education Services

Colin Mayo, EWS Team Leader, Attendance & Enforcement, Special Education Services

平成 17 年 12 月 7 日（水）ジャッキー・パーマー・エージェンシー (Jackie Palmer Agency)

＜対応者＞Marylyn Phillips, Principal

平成 17 年 12 月 8 日（木）ロンドン劇場協会・中劇場協議会 (Society of London Theatres  
- Theatrical Management Association)

＜対応者＞Richard Pulford, Executive Manager

平成 17 年 12 月 8 日（木）ジャッキー・パーマー・エージェンシー (Jackie Palmer Agency)

シャペロン、子役 2 名

平成 17 年 12 月 9 日（金）オックスフォード・ブルックス大学 (Oxford Brookes University)

＜対応者＞Dr. Lucy Vickers, Principal Lecturer of Law

平成 17 年 12 月 9 日（金）ヤングアンズ・エージェンシー (Young'Uns Agency)

＜対応者＞Ms Jackie Patten, Director

### （３）ドイツ

ドイツにおける演劇子役等の就労の実態について、同領域の活動が盛んなノルトラインヴェストファーレン州 (NRW 州) とベルリン州を対象に選び、現地実態調査を行った。訪問先は、行政機関として、連邦経済労働省、年少労働者保護法の運用を行っている NRW 州労働社会保健省、児童の就労許可を発行する労働保護監督署 (ケルンとベルリン)、州レベルの教育関係省庁として NRW 州学校・継続訓練省。労使は、子役を組合員に持つドイツ統一サービス産業労働組合 (Ver.di) と、オペラで子役を使用しているマクシム・ゴーリキー劇場を取材した。また児童の就労に係る問題点や実態を把握するため、民間で児童保護の観点から活動を行っている児童年少者保護協会 (AJS) と、子役及びその保護者にヒアリングを行った。

ヒアリング対象者は、次の通りである。

平成 17 年 11 月 7 日（月）ノルトラインヴェストファーレン州学校・継続訓練省

(Ministerium für Schule und Weiterbildung des Landes Nordrhein-Westfalen)

＜対応者＞Mr. Ulrich Thuenken, Referatsleiter

Mr. Volkmar Kumpfert, Schulverwaltung, Schulpflicht, Schulverhältnis,

Ausbildungsund Abteilung 2 Personal Schulbereich, Dienstrecht, Schulrecht

Ms. Dagmar Naegele, Schulleiterin der Europaschule Köln

Ms. Dagmar Press, international affairs

平成 17 年 11 月 7 日（月）ノルトラインヴェストファーレン州労働・社会保健省

(Ministerium für Arbeit, Gesundheit und Soziales des Landes NRW)

＜対応者＞Mr. Naujoks, Referatsleiter Jugendarbeitsschutz

Ms. van Gemmeren- Marré, Sachbearbeiterin Jugendarbeitsschutz

平成17年11月8日（火）児童年少者保護協会  
(Arbeitsgemeinschaft Kinder- und Jugendschutz (AJS) Landesstelle Nordrhein-Westfalen e.V)  
<対応者> Mr. Sebastian Gutknecht, lawyer  
Ms Birgit Theiss, Medienpädagogische Fachkraft

平成17年11月8日（火）ケルン労働保護監督署  
(Staatlichen Amt für Arbeitsschutz Köln (StAfA Köln))  
<対応者> Mr. Frank-Urlich Poser  
Ms. Holtzchurch  
Mr. Joerg Hissmann  
Mr. Karl-Heinz Schneidenbach

平成17年11月10日（木）連邦経済労働省（ボン庁舎）  
(Bundesministerium für Wirtschaft und Arbeit (BMWA) Bonn)  
<対応者> Ms. Sofia Hein, Leiterin des Referates III A 7, Arbeitszeitrecht, Sozialer Arbeitsschutz  
Mr. Alfons Musshoff, Referates III A 7, Arbeitszeitrecht, Sozialer Arbeitsschutz

平成17年11月10日（木）マクシム・ゴーリキー劇場 (Maxim Gorki Theater)  
<対応者> Mr. Eberhard Wagner, Geschäftsführender Direktor  
<対応者> Ms. Veronika Abraham, Verwaltungsangestellte

平成17年11月10日（木）子役及びその保護者

平成17年11月11日（金）ベルリン労働保護監督署  
(Landesamt für Arbeitsschutz, Gesundheitsschutz und technische Sicherheit – LAGetSi)  
<対応者> Mr. Gensch, Fachbereich IV, Arbeitshygiene/Arbeitsmedizin/Organisation des betrieblichen Arbeitsschutzes  
Ms Zachert, Leiterin der Fachgruppe Besonders schutzbedürftige Personengruppen  
Ms. Astrid Matthes, III C 100, Besonders Schutzbedürftige Personengruppen

平成17年11月11日（金）ドイツ統一サービス産業労働組合(Ver.di)  
<対応者> Mr. Wolfgang Paul, Bundesfachgruppenleiter, Theater und Bühnen, Darstellende Kunst  
Tarifsekretär Kunst  
Mr. Peter Faelske, Geschäftsführender Bundesvorstand, Fachgruppe Theater und Bühnen,  
Kulturelle Einrichtungen und Veranstaltungswesen, Darstellende Kunst

#### （４）フランス

ヒアリング先は、労働組合ナショナルセンターとして、フランス労働総同盟「労働者の力」(CGT-FO)、労働組合として、フランス俳優労働組合 (Syndicats francais des artistes interpretes)。現実に児童に関わっている雇用主（使用者）としてモデル事務所サクセスパリ、ならびにモデル事務所とは性格が異なるが、バレエに出演する児童を多数抱えており、エージェントとしての性格も持っているパリ国立オペラ座付属バレエ学校である。教育機関としては、公立学校でありながら、スポーツや音楽、芸能活動をする児童のみを受け入れているロニョニ小中学校 (l'ecole des enfants du spectacle)、またエージェントとして前述したが、世界トップクラスのバレエダンサーを育成する国立オペラ座付属バレエ学校。このほか、行政機関として、スペクタクル・モデルに就労する児童を担当する労働監督官、雇用連帯省不法就労局及び労働条件局、衛生社会局のパリ市支部 (Direction des Affaires Sanitaires et Sociales de Paris) に設置されている児童のスペクタクル就労許可委員会等である。

平成17年11月22日（月）フランス労働総同盟「労働者の力」CGT - FO  
<対応者> Mme.Michelle Biaggi, Secrétaire Confédérale, CGT-FO  
Mme.Francoise Chazard, Secrétaire du syndicat national force ouvrière de radio et television  
Mme.Lucile Castex, Assistante Confédérale

平成 17 年 11 月 23 日（火）サクセスパリ

＜対応者＞M. Olivier Bartrand, President, Success Paris  
Mme. Francois Etienne, Directaire, Kids model

平成 17 年 11 月 24 日（水）パリ国立オペラ座付属バレエ学校

＜対応者＞M. Ralph Bigo, Administrateur, Opeara National de Paris, Ecole de Danse

平成 17 年 11 月 25 日（木）フランス芸術家協会（SFA）

＜対応者＞M. Jimmy Shuman, Delegation Generale, Syndicat Francais des Artistes-Interpretes

平成 17 年 11 月 26 日（金）雇用連帯省労働関係部労働条件、安全衛生局

＜対応者＞Mme. Eva Colliat

平成 17 年 11 月 26 日（金）雇用連帯省不法労働局

＜対応者＞Mme. Maylis Roques

平成 17 年 11 月 26 日（金）パリ市労働監督署

＜対応者＞Mme. Astrid Barthelemy

平成 17 年 11 月 29 日（月）ロニョニ小中学校

＜対応者＞Mme. Marie Borel 校長

平成 17 年 11 月 29 日（月）児童のスペクタル就労許可委員会（衛生社会局のパリ市支部：  
DASS）

＜対応者＞Mme. Catherine Elmassian, Inspectrice, Responsable de Secretariat de la Commission des  
Enfants du Spectacle

Mme. Maryse Glemarec, Instruction des Dossiers, Commission des Enfants du Spectacle

Mme. Astroff, Instruction des Dossiers, Commission des Enfants du Spectacle

### Ⅲ 本報告書の構成

本報告書は、総論に続いて、各国別の比較表、各国の法制面の報告書（第 1 部）、そして各国の実態面の報告書（第 2 部）から成り立っている。

各国の法制面の報告書は、年少労働者保護の一般的規制として、①年少労働者保護の法源、②最低年齢とその例外、③年少者の証明、④労働契約、職業許可権、賃金の受け取り、⑤労働時間、休憩、休息期間、時間外労働、年次有給休暇、深夜業規制、⑥就業禁止・制限業務、⑦児童の使用許可手続、⑧制裁、⑨年少者保護規制、⑩民営職業紹介事業に対する規制を扱っている。

次に、演劇子役等の保護規制として、①演劇子役等が就労できる職種又は業種、②就労できる業務の範囲、③演劇子役等の労働者性、④演劇子役等の労働契約、財産管理、⑤労働時間、休憩、休息期間、時間外労働、年次有給休暇、深夜業規制、⑥禁止行為、⑦使用許可手続、⑧民営職業紹介事業規制等の項目について記述している。

各国の実態面の報告書は、演劇子役等に係る法制の運用及び監督の実態、就労が教育面、健康・安全面、福祉面で児童に及ぼす影響及び児童の財産管理等について記述している。なお、教育面での影響を理解するうえで、調査対象国の学校教育制度の基本的知識が不可欠であるため、本調査研究に必要な限りで調査対象国の学校教育制度の概要を記述している。



#### IV 4か国の比較調査研究の成果（要点）

4か国の法制面の概要については、比較表1及び2を参照願いたい。以下では、4か国の調査研究成果から注目されるいくつかの成果（要点）について若干の指摘を行いたい。なお、アメリカは、連邦、カリフォルニア州（ハリウッドなどの映画産業が盛んな地域）、ニューヨーク州（ブロードウェイなどのミュージカルが盛んな地域）で規制が異なるので、必要に応じて区分けしている。

##### 1. 年少者・演劇子役等の労働保護に係る法規制及びその履行確保のシステムと実態

###### （1）アメリカ

アメリカでは、この分野では、連邦法で労働基準を規定している公正労働基準法と、各州法との重層的規制構造がとられている。公正労働基準法は、一般の未成年者に対する労働保護を規定しているものの、芸能実演に従事する演劇子役等については、適用除外としている。このため、芸能実演に従事する演劇子役等については、州法による規制が重要な意義を持つことになる。

各州法は、公正労働基準法に加えて、独自の未成年者労働保護法制を構築している場合が多い。

###### 【カリフォルニア州】

ハリウッドを抱えるカリフォルニア州では、映画産業を中心とした娯楽産業の発展を背景に、この産業に従事する未成年者に対して、2つの特別保護法制を定めている。その第一が、特別な労働保護規制であり、第二が、未成年者の所得を、親権者や後見人が使い果たすことを防ぎ、本人のために一定額を信託口座に確保するクーガン法である。

カリフォルニア州の労働保護規制の執行は、カリフォルニア州労働基準執行局の傘下にある労働基準監督署が中心に行っている。ただし、監督官の人員は十分ではない。スタジオ教員組合によれば、「ハリウッドを担当する労働基準監督官は一人しかいない。到底すべての現場で州規制が守られているかをチェックすることはできない。」と指摘されている。

こうした現場チェックの不足を、労働組合の活動が補っている。主にハリウッドの映画俳優を組織している映画俳優労働組合（全米の組合員数は12万人で、演劇子役等の組合員は5500人いる。）は、撮影現場に人を送り込んで、労働時間を含む労働条件や安全衛生についてチェックしている。

映画俳優労働組合によれば、演劇子役等の労働時間規制は遵守されているという。もっと仕事をしたい（させたい）と子役、両親及び製作会社は考えるが、労働時間規制に違反して事故が起きた場合には、プロデューサーに1回1万ドルの罰金を州が科すなどの厳しい処置がとられるからである。

## 【ニューヨーク州】

ニューヨーク州は、2003年児童実演家教育信託法（Child Performer Education and Trust Act of 2003）を制定しているが、同法に労働時間規制はなく、カリフォルニア州のような特別規定もないので、子役の労働時間は十分な規制がなされているとは言いがたい。この点について、ニューヨーク州労働局は、「ニューヨーク州には、子役を対象としたカリフォルニア州のような詳細な労働時間規制がない。その点で欠陥がある。例えば、16・17歳の児童であれば、午前9時から夜中の0時まで働いても合法」とのことであった。労働局の説明のように、確かに演劇の子役に対しては、詳細な規制はなされていないものの、映画の子役の一部は労働組合が労働時間を規制している。カリフォルニア州に本部を持つ映画俳優労組のニューヨーク支部は労働協約で、カリフォルニア州法が定めている労働時間規制とまったく同一の規制を課している。

## （２）イギリス

イギリスにおける児童雇用に対する法規制は、児童の道徳的及び情緒的福祉、健康、安全、教育達成度（educational performance）あるいは家族生活を害することによって、仕事が児童に悪影響を及ぼすのを防ごうとの願望に起因するものであった、といわれている。今日においても、児童・年少者の雇用に対する法規制の理念や根拠に関するそのような考え方に違いはないのであろうが、現在の法規制の目的について、とりわけ教育の機会を十分に保障することに重点があるとの見解もみられる。

イギリスの児童（child）・年少者（young person）の雇用（employment）に関する法規制は、整合性も一貫性もないものとなっている、といわれている。

それは、児童・年少者の雇用を規制する規定がいくつもの法令に散らばって存在しており、非常に分かりづらいということであり、また、その運用においても、それを所管する監督行政機関である地方教育当局（local education authority）の間で相当な違いが見られるということでもある。こうした状況を改善しようと、1973年に児童雇用法（Employment of Children Act 1973）が制定された。しかし、同法は、未だ施行されていない。そのため、児童・年少者の雇用に係る法規制の整合性・一貫性のない状況は、今日も続いているのである。

法・条例の履行を確保する機関は、地方教育当局及び警察である。これらは、実演が行われる劇場等に対して任意に立ち入り検査を行う権限を有している。検査は、基本的に、児童就労の許可が発行されている実演に対して、申請内容の遵守、施設や設備の整備状況、児童の状況（就業現場における健康・精神状態）等を中心に行われる。

地方教育当局は、基本的に、許可の発行とそのためのガイダンスを行う機関であり、あくまでも児童に対する教育が十全に行われているか監督することが任務であり、法違反があった場合に実演を中止したり、その他の強制的措置を執行する機関として位置付

けられていない。このため、査察の結果、重大な違反があったとしても、許可の剥奪などの処置を講ずることができるが、実演中止などの命令を行うためには、治安判事裁判所に提訴し、その判断を受けなければならない。

さらに、地方教育当局の恒常的な人手不足が指摘されている。演劇子役等就労の許可申請はロンドンに集中しているが、これを担当する地方教育当局では、これに携わる担当者は概ねフルタイムの職員が1名（多い地方教育当局でも2名）で、他の業務との掛け持ちか、ともすればパートタイムの職員が従事している。

人員が限られて監督行政の体制が十分なものとはいえない中において、「親代わり」に演劇子役等に付き添う監護者（シャペロン）という制度が大きな役割を果たしている。シャペロンは、実演ないしリハーサルの場所に児童がいる間ずっと児童の世話をを行い、法令違反がないかを監視し、児童の福祉を害することが行われないように、児童の福祉についての責任を負っている者であり、活動するためには、地方教育当局の承認もしくは許可を得ることが義務付けられている。問題があるところではシャペロンからの通報により監督行政が動くこともあり、また、そうしたことが期待されており、実効性確保の仕組みの一翼を担い、監督行政を補完しているものともいえよう。

### （3）ドイツ

ドイツの年少者労働保護法制は、1837年のプロイセンの児童労働に関する規則にまで遡る。この規則は、9歳未満の児童労働を禁止し、9歳以上16歳未満の年少者の労働を1日10時間に制限し、午後9時から翌朝5時までの深夜労働を禁止した。

その後の法制は、禁止される児童労働の範囲を徐々に拡大し、現在では、1976年に制定された「年少労働者保護法」(Jugendarbeitsschutzgesetz)が年少者・児童の労働保護について規制している。これによれば、15歳未満の児童の就労を禁止し、15歳以上18歳未満の年少者の労働時間は1日8時間、週40時間に制限し、午後8時から午前6時までの深夜労働を禁止している。

ドイツ年少者労働保護法制は、労働時間法、営業法等の一般的労働法と密接な関連を保ちながらも、児童・年少者だけを対象とした特別法という形をとってきた。それは、年少者労働保護法制が、児童の健康の確保及び健やかな成長の支援にとどまらず、学校教育との連携、年少者の職業教育訓練の充実といった様々な社会的課題の達成をも目的としていたからである。児童・年少者労働保護の基本ルールに対して、いくつかの例外が設けられる理由もここにある。

16の州からなるドイツ連邦共和国では、連邦法の執行は基本的に州の任務である。「年少労働者保護法」の運用及び監督は、州法が定めるところに従い管轄を有する州の官庁（「監督官庁」）が行う。年少労働者保護に関しては、州法に定めるところにより、州の「営業監督署」(Gewerbeaufsichtsamt)又は「労働保護監督署」(Arbeitsschutzaufsichtsamt)

が監督官庁となる。

演劇子役等を就労させるためには、事業主は使用のための「特別許可」を個別興行ごとに取得しなければならないが、この特別許可を発給するのも州の監督官庁の任務である。

監督官庁は、使用者が年少者を年少労働者保護法に従って就労させているかどうか、及び演劇子役等が特別許可の内容に従って就労しているかどうかを監視しなければならない。監督官庁は、そのために、事業所に立ち入り、児童・年少者がそこでどのような状態で就労しているか調査し、違反がある場合には、児童・年少者を使用している事業を中止し、法律違反に対しては、しかるべき措置をとる権限を与えられている。

許可後の演劇子役等の就労状況の監督は、許可を発給した監督官庁が行うが、実態的には、人員の制約もあって困難があると指摘されている。例えば、ベルリンの監督官庁の担当者は4名であるが、2004年のベルリンにおける許可件数は530件あり、申請書類の審査をしつつ、担当者一人当たり年間120件の許可後のチェックを行わなければならない。それでも、監督を強化するため、2004年から現場への抜き打ちの見回りを開始したということである。

NRW州においては、監督官庁は、法遵守状況の確認について、①現場での無作為検査、②通報や不服申立に基づく監督、③テレビ等の報道を主なきっかけとして行っている。これ以上の経常的な監督は、人員不足のため困難だと指摘している。

#### (4) フランス

フランスにおいては、法源として、ILO条約、EU理事会の社会憲章の7条、1989年のヨーロッパ共同体宣言の20条から23条、1994年6月22日EC指令95/33年少者の労働における保護規定、1989年の子どもの権利条約、フランスの労働法典の規定、1967年9月27日のオールドナンス【N°67-830】が挙げられる。さらに、これらの規定の他に、フランスにおいては、労働協約が重要な役割を果たしている。

フランスの年少者や芸能活動に従事する児童に対する労働法規制については、1990年7月22日法によって、児童就労を認める条件とその手続き、労働時間、賃金等についての諸規定が定められ、「児童をスペクタクル、巡業に雇用する場合、一児童を広告モデル、ファッションモデルとして雇用する場合」との節が労働法典に含まれている。

この規定においては、「スペクタクル(spectacles)」（生の興行）に従事する児童に対する保護規定と「モデル(mannequin)」（広告・ファッションショー等のモデル）に対する保護規定を分け、労働条件の違反が生じやすいモデル業務に特に厳しい規制を敷いている点に特徴がある。

また、児童の心身両面の健康な成長と学業を保障するという観点から、スペクタクル

に従事する児童に対して、演目ごとに、地域県衛生社会局に設置された児童のスペクタクル就労許可委員会が個別審査を行い、演出許可を認めるという厳しい規制を行っている点も、特徴的である。

児童の就労許可は、許可委員会が発出するが、許可後の監督は労働監督官が行う。労働監督官は、監督のため撮影現場に出向き、書類審査された内容がきちんに行われているかどうかチェックする。チェックする内容は、現場の労働条件、児童が何時に来て、何時に帰ったか、休憩時間・食事時間はとれたか、楽屋は安全な場所か、誰が児童を世話しているか、舞台には誰が付き添うかなどである。

総じて、労働監督官による児童の就労条件や環境への監査が行き届いており、書面上ではなく、現場監査も確実に実施されており、児童保護が行政主導で実現されている。

## 2. 就労最低年齢とその例外

### (1) アメリカ

義務教育期間は州によって異なっている。カリフォルニア州では、原則として6歳から15歳までの未成年者は、全日制の学校に通う義務がある。ニューヨーク州でも、16歳以下の者は、フルタイムで学校教育を受ける義務を負っている。

#### 【カリフォルニア州】

カリフォルニア州労働法典の下で、「未成年者 (minor)」とは、18歳未満の者で、州教育法典の下で学校教育を受ける必要のある者で、6歳以下の者もこれに含まれると定義されている。この定義の下では、労働者性 (被用者性) の有無は問題とならない。

法で例外として認められた場合を除き、未成年者がカリフォルニア州で雇用される場合には、労働許可書 (permit to work) を持たなければならない。この労働許可書を発行するのは、当該未成年者が通う学校である。

カリフォルニア州では原則として、14歳未満の児童は就労できない。これは、学校期間中も休暇期間中も同じである。

ただし、12歳・13歳の児童は学校がない日に働くことが認められている。また、12歳未満でもベビーシッター等は可能であり、6歳でキャンディー等を個別訪問で販売できる。

さらに、生後15日以上で、娯楽産業において許可書を得る等の条件を満たした場合には、働くことが可能である。

#### 【ニューヨーク州】

14歳未満の児童は、就労できない (学校期間中も休暇期間中も同じ)。

ただし、14歳と15歳の児童は、修学時間後と休暇期間中は、働くことができる (工場における労働は原則禁止。もっとも、工場、ドライクリーニング店、洋服業、靴修理業等においても、室内の事務や配送などは可)。

15歳から17歳の児童で学校に就学していない場合には、特別雇用証明書等を取得した上で、1年中働くことができる。工場労働の場合は、許可制。12歳以上の児童は、いちご等を手で収穫する業務に従事できる。11歳以上の児童は、学校の修学時間以外の時間中に、新聞配達や、新聞・雑誌等を路上等で販売することができる。12歳以上の児童は、学校の修学時間以外の時間中に、営業に関しない業務について、両親又は後見人のために農場又はその他の屋外作業をすることができる。12歳以上の児童は、学校の休暇中、トランプのブリッジ大会で随時雑用等に携わることができる。

演劇、ラジオ、テレビ等での実演や子どものモデルに関しては、最低年齢制限はない。

## (2) イギリス

イギリスでは、児童とは義務教育の下にある年少者をいう。イギリスでは、義務教育は、満5歳から満16歳に達して以後の卒業の日（6月の最終週の金曜日）までとされている。そして、この義務教育年齢を基準として、児童（child）と年少者（young person）が区別され、その雇用に係る規制内容を異にするものとなっている。

イギリスにおける児童及び年少者は、次のように定義されている。すなわち、①児童とは義務教育年齢を超えていない者であり、②年少者とは児童ではなくなった者で18歳未満の者である。

児童の雇用が認められる最低年齢は、原則として満14歳以上とされている。

興行における雇用（employment in entertainment）の場合、14歳以上の児童に関して、地方教育当局の許可の下で、どのような種類の実演についても就労させることができる（許可手続については後述）。

14歳未満の児童は、(a) 許可が、演劇（acting）のためのものであり、児童の役が当該児童の年齢の児童によりなされなければならないとの宣言書（declaration）を伴う申請である場合、(b) 許可が、バレエ又はもっぱらバレエないしオペラから成る興行のダンスのためのものであり、児童のダンスのパートが当該児童の年齢の児童によりなされなければならないとの宣言書を伴う申請である場合、(c) 実演における児童の役 of 性質がもっぱら又は主としてミュージカルであり、かつ、実演の性質も主としてミュージカルであるか、実演がオペラ又はバレエだけで成り立っている場合に限り、実演への参加が認められる。

したがって、演劇、バレエ、オペラにおけるダンス、ミュージカルの実演であれば、特別の許可を得ることで、14歳未満の児童でも就労が可能である。

## (3) ドイツ

15歳未満の者（児童）及び全日制就学義務の下にある年少者（18歳未満の者）の就労は禁止されている。

ドイツでは、義務教育期間は州法が定めるために、州によって異なっている。大きくは、就学開始年齢（満6歳）から9年間までを義務教育期間とする州と10年間を義務教育期間とする州がある。前者では14歳から15歳までの間に義務教育が終了するのに対して、後者では15歳から16歳までの間で終了する。そこで、ドイツでは、全日制の就学義務を負う年少者を児童と同様に取り扱っている。

児童労働禁止の原則に対して、例外的に、①治療・学校での実習を目的とした就労、②13歳以上の児童が行う「軽易で児童に適した業務」への就労（この場合、1日2時間を上限とし、午後6時から午前8時までは就労禁止）、③14歳の児童で全日制就学義務を終えた児童の就労（1日7時間を上限とし、週35時間まで）、④15歳の年少者で全日制就学義務がある者の学校休暇中の就労（年間で4週間まで）が許されている。

さらに、メディア・文化領域において、児童は監督官庁の特別許可の下で就労させることができる。1976年の年少労働者保護法の政府案理由書はこうした例外を認めた理由を以下のように述べている。「児童労働は児童の健康及び健全な成長のため禁止されなければならない。他面で、特定の演目の興行は児童の出演がなければ行うことができない。したがって、この演目の興行をあきらめるか、又は児童の出演を個別ケース毎に許可するか、いずれか一つの選択が残されているだけである。」政府案理由書は、こう問題を提起して、特別許可の下で児童の就労を認めたのであった。

メディア・文化領域における児童が就労できる最低年齢は、演劇などの舞台での実演の場合は6歳以上であり、テレビ番組・映画製作、音楽の演奏会、広告のモデル出演等のそれ以外の実演については3歳以上となっている。

#### （４）フランス

労働法典においては、16歳未満の子を児童（*enfants*）、16歳から18歳未満の労働者を年少者（*Jeunes travailleurs*）として使い分けている。

フランスは児童の就労を原則として禁止している。フランスの義務教育期間は6歳から15歳までなので（小学校が6歳から10歳、中学校が11歳から15歳）、教育に集中させ、基本的な学力を身につけさせるために、義務教育終了年齢である16歳までの労働を原則禁止としたものである。

最低年齢の例外としては、家事手伝い、研修の他、芸能分野での就労がある。メディア・文化領域においては、後述する許可委員会による許可の下で児童の就労が認められている。芸能分野において、児童がスペクタクル（生の興行）やモデルとして就労可能な最低年齢は3か月以上とされている。

### 3. 演劇子役等の就労許可手続

#### (1) アメリカ

##### 【カリフォルニア州】

「娯楽産業」において雇用される生後15日から18歳までの未成年者は、カリフォルニア州労働基準執行局が発行する「娯楽産業労働許可書」を所持しなければならない。また、使用者は、同局の発行する「使用許可書」を所持していなければならない。音声録音（phonographic recordings）を行う未成年者や、広告のモデルや写真モデルとして雇用された未成年者も、労働許可書を所持する義務を負う。

こうして、カリフォルニア州において娯楽産業に児童が従事するためには、児童の労働許可書（児童が取得する）と児童を使用する雇用主（使用者）の使用許可書の2種類の許可が必要である。

カリフォルニア州規則において、「娯楽産業」（entertainment industry）は、次のように定義される。「...未成年者の労力（services）を用いる以下の分野における組織又は個人。これには、あらゆる種類（フィルム、ビデオテープ、など）の映画等（motion pictures）で、あらゆる媒体（劇場、テレビ、ビデオカセット、など）による、あらゆる形式（演劇、フィルム、商業ドキュメンタリー、テレビ番組、など）によるものが含まれる。また、写真、レコーディング、モデル（modeling）、演劇作品（theatrical productions）、広告（publicity）、ロデオ（rodeos）、サーカス、演奏、及び、未成年者が一般の人々を楽しませるために実演するその他のすべてのパフォーマンスも含まれる。」

労働基準執行局は、「娯楽産業労働許可書」として「個別許可書」（individual permits）と「包括許可書」（blanket permits）の2種類の労働許可書を発行することができる。包括許可書は、特別行事のために雇用される未成年者のグループ、又は、一定期間で終了する特定の制作業務（particular productions）のために発行される許可書である。

未成年者の親又は後見人は、「娯楽産業労働許可書の申請書（Application for Permission to Work in the Entertainment Industry）」で求められている全ての情報を記入したのち、自らの名前を記して、署名する必要がある。

申請書には、①就学年齢以上の児童に関する学業成績証明（学校関係者、すなわち、校長、副校長、学部長、カウンセラー、又は当該未成年者の教員が、当該申請書の「学業成績（School Record）」の部分を記入し、自らの名前を署名し、自らの地位か担当職務を記入して、学校印を捺印する）、②就学年齢未満の児童に関する出生証明を付けて、申請書を提出しなければならない。

娯楽産業における使用者は、未成年者を個別許可書又は包括許可書のいずれで雇用する場合においても、労働基準執行局が発行する「未成年者娯楽産業雇用許可書」（Permit to Employ Minors in the Entertainment Industry）を所持していなければならない。使用者は、この申請に当たり、労働者災害補償保険に加入していることを証明しなければならない。



この許可書の有効期間には、特定の制限期間が定められておらず、原則として無期限に有効なものとなっている。

### 【ニューヨーク州】

2003年児童実演家教育信託法は、ニューヨーク州で実演家として創造的又は芸術的なサービスを提供する18歳未満の個人は、業務の開始前に、労働局長官が発行する児童実演家労働許可書（**Employment Permit for a Child Performer**）を所持しなければならないと規定している。

児童実演家労働許可書の申請にあたっては、①児童実演家の本名と芸名、誕生日、身体的特徴、住所、及び、電話番号、②親権者・後見人の同意、③児童実演家が適法にアメリカで労働することが認められていることを証することを目的として、社会保障番号、④親権者・後見人の氏名、住所、及び、電話番号、⑤児童実演家が現在通っている学校に関する情報、⑥児童実演家の現在の信託口座に関する情報が記載される必要がある。

親権者・後見人は、児童実演家の教育について、①州労働局に、当該児童実演家が、当該児童が通う学校により決められた学業成績を維持していることを示す証拠を提出する義務があり、また、②児童実演家が学校に通うようにするように指導し、児童実演家が教育的指導を受けずに10日間仕事がないまま、学校の授業期間中に登校しないことは、認められない。

使用者は、児童実演家を雇用する前に、児童実演家雇用適格証明書（**Certificate of Eligibility to Employ Child Performers**）を取得する義務を負い、また、これが失効する前に更新する義務を負う。

## （2）イギリス

許可申請は、児童が参加する実演の製作責任者、スポーツイベントの組織責任者、モデルとして児童を雇い入れる者が、許可が必要とされている実演の開始から21日前までに、所定の書式による書面によって、児童の居住地の地方教育当局、又は、児童がグレート・ブリテンに居住していない場合には、許可の申請者の居住地又は事務所の地域の地方教育当局に対して、なされなければならない。

児童は、その居住地の地方教育当局、又は、グレート・ブリテンに居住していない場合には、許可の申請者の居住地又は事務所の地域の地方教育当局による許可に基づく場合を除き、①特定の実演（**performance**）、ないしは②実費の支払い以外に、それに関して金銭が当該児童又はその他の者に支払われる場合には、運動競技、又はモデルの仕事に、参加してはならない。

ここでの特定の実演には、(a)入場料その他の料金が課されている実演、(b)許可を受けている施設又はクラブとして登録されている施設における実演、(c)放送での実演、(d)プ

プログラム・サービスに含まれる他の実演、(e)公開を目的とした放送や映画等において用いられるために記録される実演が、含まれる。なお、児童は、リハーサルや実演の準備において、実演者の代わりをする場合、実演に参加しているものと扱われる。

許可の申請書には、児童の親による同意する旨の署名がなされていなければならない、また、児童の出生証明書 (birth certificate) その他児童の年齢を証明するもの、児童の写真、契約書 (案)、及び14歳未満の児童を就労させる場合には、実演が当該児童の年齢の児童によりなされなければならないとの宣言書を添付しなければならない。

地方教育当局は、許可の可否を判断するのに必要な情報をさらに得るために、児童が通う学校の校長に意見書の提出を求め、実演に適しているか確かめるための健康診断の受診を求め、申請者、児童、児童の親、及び付けられることが予定されている監護者 (シヤペロン)、及び個人教授を付ける場合にはその教師に対し、尋問をすることができる。

地方教育当局は、申請者が法令で定められた「許可基準」を満たしていると判断した場合には、許可を出さなければならない。許可証には、児童の写真を添付し、児童の氏名、実演がなされる年月日、場所及び実演の性質、実演に際し児童が学校を欠席することを許可する場合にはその許可する範囲、許可に条件が付される場合にはその条件が、記載される。

### (3) ドイツ

メディア・文化領域における「催し」(Veranstaltung)において15歳未満の児童を就労させるためには、州の監督官庁の特別許可を事前にかつ個別に受ける必要がある。

メディア・文化領域における「催し」とは、

- ①演劇、オペラ等の舞台での興行、
- ②音楽会での演奏その他のパフォーマンス、
- ③広告を目的とする催し、
- ④テレビ・ラジオ番組の収録及び音声及び画像媒体への収録、
- ⑤映画撮影及び写真撮影である。

許可申請者は、児童を使用する事業主である。許可申請にあたって、申請者は法律に定める書類を添付しなければならない。

各州の管轄下にある監督官庁は、特別許可申請書の提出を受け、法律に定める許可基準に従って (州によっては州政府がガイドラインを定めている) 審査した上で許可を与える。

監督官庁は、以下の要件を満たすとき、権限ある青少年局(Jugendamt)の意見を聴いた上で、児童の就労を許可することができる。

- ①親権者が書面をもって就労に同意したとき、
- ②監督官庁に対し、3か月以内に医師により発行された健康証明書が提出されたとき、

- ③児童を生命・健康危険から保護し並びに当該児童の肉体的・精神的成長の侵害を回避するため必要な予防策や措置を講じたとき、
- ④就労に際し児童の監護・監督が確保されているとき、
- ⑤就労終了後14時間以上の連続した自由時間が与えられるとき、
- ⑥授業進行に遅れないとき。

申請内容に問題がある場合、監督官庁は、必要に応じて申請者である使用者や、学校等と協議を行い、児童の就労環境を整える役割を担う。ケルンの監督機関は、許可する際に考慮すべき点として次の5点を挙げている。

- ①出演活動が児童の年齢に合うもの、
- ②精神的・肉体的負担を回避すること、
- ③撮影場所の滞在時間を最低時間にすること、
- ④休憩時間に休憩を取る場所を確保すること、
- ⑤世話人を確保することである。

ベルリンの監督機関では、②の危険回避と撮影時の安全確保を重視している。

またベルリンの監督機関では、就労申請の関連情報を掲載したパンフレットを作成して、就労期間が3日以上に及ぶ児童の自宅に送り、年少労働者保護法の周知・普及に努めている。

児童が就労するには、学校（学校長又は担任）の同意が必要である。特別許可申請に係る関係者の中で、学校は比較的重要な役割を担う。ケルンの監督機関によると、成績低下のため、学校が就労に同意できないとする例は良くある。ちなみに許可申請書に同意が必要とされる関係者のうち、医師は児童が職業を遂行する上で特段問題がなければ、基本的に同意を与える。ケルンの監督機関は、医師が同意しないケースはほぼ皆無と述べている。同じく青少年局も、学校に比べて同意が得られない率は非常に低い。

学校は児童の学習の進度などをみて、特別許可に同意を与えるかどうかを決めており、短期の就労であれば、学校は基本的に同意する。一方、連続ドラマ撮影など就労が長期に及ぶ場合は、製作会社と協議を行うなどして、学習と就労とのバランスが取れるようにする。

#### **（４）フランス**

フランスでは、16歳未満の児童を「スペクタクル」に従事させる場合及び「モデル」として就労させる場合、特別に組織された「許可委員会」の許可を必要とする。許可手続は、「スペクタクル」と「モデル」で異なる。

興行会社、映画製作会社、テレビ会社、ラジオ会社は、巡業・劇場などの興行を行う場所の形態を問わず、事前の個別許可（l' autorisation individuelle préalable）なく、「スペクタクル」に16歳未満の児童を就労させたり製作に参加させることができない。

スペクタクルという用語に含まれるものは、生で行われる興行、たとえば、演劇、音楽演奏、オペラ、バレエなどのダンス、舞踏、サーカス、アイスダンスショーなどが想定される。また、映画、テレビドラマの撮影、ラジオ番組への出演、声優などの吹き替え等の録画、演奏の録音などの業務も、スペクタクルに含まれるとされている。

スペクタクルの場合でも、録画ではない生で行う興行に対する出演は、9歳以上の場合認められる。また、生の興行に限って、日曜や祭日の出演許可が認められる。同種のスペクタクルであっても、録画が目的である場合は、日曜祭日の出演は禁止される。

モデル業として想定される業務は、①新聞・雑誌などのジャーナリズムが記事に掲載するために、モデルを使用する場合、②販売促進、広告のため画像を撮影する場合、③商品・衣料品の販売を目的とするカタログ作成のための撮影、④ファッションショーのモデルとして出演する場合、⑤モデル業務に従事するための試着とリハーサル、⑥パリにおけるプレタポルテ、オートクチュール・コレクションのファッションショーに出演する場合などである。

モデル業に従事させるために16歳未満の児童を雇用・出演させる場合は、スペクタクルの場合と同様に、原則として事前の個別許可を得ることが必要となる。しかし、上記のようなスペクタクルに出演する場合よりも、業務数が多いため、現実的には、事前の許可を行うことは不可能に近い。したがって、事前の個別許可制度の例外として、児童モデル業については、モデル事務所に対する許可制とし、児童を雇用する認可(agrément)を受けている場合に限りこの様な事前の個別許可は不要であるとされている。

許可を受けていない事務所がモデル児童を雇用する場合は、事前許可制となる。また、成人を扱うモデル事務所が、特別に児童モデルを雇用する場合も新たな認可を受けるか、事前の個別許可申請が求められる。

許可の申請には、児童の住民票(état civil)、児童の法定代理人(多くの場合両親)による就労を認める文書が提出されなければいけない。また、両親の就労同意書には、児童が今までに就労した仕事のリスト、又は現在就労している仕事のリストが添えられなければならないとされている。また、児童が13歳以上の場合は、本人の同意書も提出しなければならない。

また、児童が演ずることになっている役柄、あるいは提供しなければならない労務の難易度や道徳性の評価が可能となるような、あらゆる書類を提供することも義務づけられる。具体的には、脚本や児童のせりふの抜書き、シナプス、あらすじなどである。また、就学を保証するためにとられる措置に関する詳しいデータを添付することも求められる。これには本人の成績、学校長の許可などが含まれる。

許可の審査、決定は「許可委員会(Comission des Enfants des Spectacle)」が行う。パリにおいては、委員会は次の者で構成されている。①議長を務めるパリ市長又はパリ書記長、②パリ児童審判所裁判長又はその代理人、③パリ教育長又はその代理人、④県労働

局長又はその代理人（ヒアリングでは、労働監督官が参加する場合があると述べられていた。パリで、演劇子役等を担当する労働監督官は1名である。）、④パリ市衛生社会局長又はその代理人（実際には、県の3人の担当職員と秘書が構成メンバーとして参加している。）、⑤産業医（*médecin inspecteur de la sante*）、⑥アレテで指名される文化問題担当大臣の代理人及び情報担当大臣の代理人である。

許可委員会で検討される事項としては、脚本・役の適切さ、児童の雇用歴、健康状態、労働条件、通学保証、世話人（通常は児童の家族）の付添状況などである。脚本が児童には適切ではない場合には、脚本の訂正を求めることがある。審査に当たっては、産業医が重要な役割を果たしている。

#### **4. 演劇子役等の労働時間と就労可能時間（深夜業規制）**

##### **（1）アメリカ**

###### **【カリフォルニア州】**

娯楽産業における未成年者は、1日に8時間以上働くことはできず、また、1週間に48時間以上働くことはできない。娯楽産業における未成年者は、個別の年齢区分における就労可能時間帯の制限を満たすことを条件として、午前5時から午後10時までの時間帯においてのみ働くことができ、また、翌日に学校がない日には、夜0時30分まで働くことが認められる場合がある。

例外として、出演の48時間前までに提出された書面による申立に対して、労働局長官がこれを認めた場合には、8歳から18歳未満の未成年者は、午後10時前に開始された「プレゼンテーション、演劇、又はドラマ」において、授業日前日であっても午後10時過ぎまで、最大限深夜0時まで自らの役柄を続けて演じることができる場合がある。

なお、この規制に加え、①生後15日以上6か月未満の未成年者、②生後6か月から2歳未満の未成年者、③2歳から6歳未満の未成年者、④6歳から9歳未満の未成年者、⑤9歳から16歳未満の未成年者、⑥16歳から18歳未満の未成年者、という年齢区分で、総労働時間数、就労可能時間帯、学習・休憩・リクリエーションのための時間が設定されている。特徴的なのは、労働時間のみならず、職場での滞在時間（休憩時間等を含む）も規制している点である。

##### **ア. 生後15日以上6か月未満の未成年者**

生後15日から6か月未満の未成年者については、雇用の場所にいることができるのは、一度に連続2時間を限度とし、その時間帯は、午前9時30分から11時30分まで、又は、午後2時30分から4時30分までとする。また、実際の業務は、いかなる場合においても、20分を超えてはならない。

### **イ. 生後6か月から2歳未満の未成年者**

生後6か月から2歳未満の未成年者は、雇用の場所にいられるのは、一度に最大4時間を限度とし、そのうち、2時間まで働くことができる。この残りの時間は、当該未成年者の休憩とリクリエーションのために、確保しなければならない。

### **ウ. 2歳から6歳未満の未成年者**

2歳から6歳未満の未成年者は、雇用の場所にいられるのは、最大6時間を限度とし、そのうち、3時間まで働くことができる。残りの時間は、当該未成年者の休憩とリクリエーションのために、確保しなければならない。

### **エ. 6歳から9歳未満の未成年者**

6歳から9歳未満の未成年者は、学校が授業期間中の場合には、雇用の場所にいられるのは、最大8時間を限度とし、そのうち、合計4時間まで働くことができる。残りの時間のうち、3時間は学習のために、1時間は休憩とリクリエーションのために、確保しなければならない。6歳から9歳未満の未成年者は、学校が休暇期間中の場合には、働く時間を6時間まで延長することができる。また、この場合には、休憩とリクリエーションのために、1時間を確保しなければならない。

### **オ. 9歳から16歳未満の未成年者**

9歳から16歳未満の未成年者は、学校が授業期間中の場合には、雇用の場所にいられるのは、最大9時間を限度とし、そのうち、合計5時間まで働くことができる。残りの時間のうち、3時間は学習のために、1時間は休憩とリクリエーションのために確保しなければならない。

9歳から16歳未満の未成年者は、学校が休暇期間中の場合には、勤務時間を7時間まで延長することができる。この場合、1時間を休憩とリクリエーションのために確保しなければならない。

#### **【ニューヨーク州】**

ニューヨーク州の2003年児童実演家教育信託法には、労働時間規制はなく、カリフォルニア州のような特別規定もない。

## **(2) イギリス**

イギリスでは、実演及びリハーサルの時間（労働時間）の長さのみならず、実演及びリハーサルの最大回数も規制されている。

また、児童が、実演場所及びリハーサル場所にいることができる最も早い時間と最も遅い時間（拘束時間）について、規制が設けられている。その間の夜間労働は禁止されている。したがって、この就労可能時間帯内において、拘束時間の上限の範囲内で、児童は、実演に従事することになる。

#### **【放送又は記録されない劇場等での生の実演】**

児童が、実演ないしリハーサルに参加する時間は、1日当たり3時間30分を限度とする。

児童は、13歳未満の場合には午後10時、13歳以上の場合には午後10時30分、あるいは、実演又はリハーサルの自分の役ないしは最後の実演もしくはリハーサル終了後30分のうち、どちらか早い方の時間以後から、翌朝午前10時までの間、実演場所又はリハーサルの場所にはならない。

【テレビ番組や映画のように放送又は記録される実演】

#### **ア. 労働時間**

児童の年齢に応じ、1日につき実演及びリハーサルに参加できる合計時間の上限が、定められている。

##### **(7) 9歳以上の児童**

9歳以上の児童が、実演又はリハーサルに参加できる合計時間は、1日につき4時間までとされている。

##### **(4) 5歳以上9歳未満の児童**

5歳以上9歳未満の児童が、実演又はリハーサルに参加できる合計時間は、1日につき3時間までとされている。

##### **(5) 5歳未満の児童**

5歳未満の児童が、実演又はリハーサルに参加できる合計時間は、1日につき2時間までとされている。

#### **イ. 就労可能時間帯**

児童の年齢に応じて就労可能時間帯（拘束時間）が異なる。

##### **(7) 9歳以上の児童**

9歳以上の児童が、実演場所又はリハーサルの場所にいることができるのは、1日につき9時間30分まで、かつ、午前7時以降午後7時までとされている。これにより、9歳以上の児童は、午後7時以降翌朝の午前7時までの間の夜間労働が禁止されていることになる。

##### **(4) 5歳以上9歳未満の児童**

5歳以上9歳未満の児童が、実演場所又はリハーサルの場所にいることができるのは、1日につき7時間30分まで、かつ、午前9時以降午後4時30分までとされている。これにより、5歳以上9歳未満の児童は、午後4時30分以降翌朝の午前9時までの間の夕方から夜間の労働が禁止されていることになる。

##### **(5) 5歳未満の児童**

実演場所又はリハーサルの場所にいることができるのは、1日につき5時間まで、かつ、午前9時30分以降午後4時30分までとされている。これにより、5歳未満

の児童は、午後4時30分以降翌朝の午前9時30分までの間の夕方から夜間の労働が禁止されていることになる。

### (3) ドイツ

使用者は、①舞台興行では6歳以上の児童を、1日4時間を上限として、午前10時から午後11時まで、②その他の催しでは、3歳以上6歳未満の児童を、1日2時間を上限として、午前8時から午後5時まで、6歳以上の児童を、1日3時間を上限として、午前8時から午後10時まで就労させることができる。

### (4) フランス

フランスでは、メディア・文化領域における児童の労働時間（就労可能時間含む）は、年齢別に規制されている。

年齢	1日最長労働時間	週最長労働時間
3か月から6か月まで	1時間	1時間
6か月から3歳まで	1時間	2時間
3歳から6歳まで	2時間	3時間
6歳から11歳まで		
—学期中*	3時間	4時間30分
—長期休暇中	6時間	12時間
12歳から16歳まで		
—学期中*	4時間	6時間
—長期休暇中	7時間	12歳から14歳まで15時間 14歳から16歳まで18時間

\*学校がある期間は日曜以外の週休日（多くの場合水曜日）の1日あるいは土曜の半日に行う。

深夜労働もまた、スペクタクルとモデルとで異なり、また、年齢別に規制されている。

まず、スペクタクルに対しては、L. 213-7によると、就労が禁止される深夜業の時間帯は、16歳以上18歳未満の年少者については、午後10時から午前6時までであり、この時間に従事するあらゆる労働はスペクタクルも含め、深夜業であるとされる。

また、16歳未満の児童については、午後8時から午前6時までの時間帯に従事するすべての労働は深夜業であると考えられる。ただし、夜間就労が必要となる場合は、労働監督官の同意を得ることを要件として、深夜業に就労することが可能となる。就労が



認められるのは、一定のスペクタクルであり、生の舞台に限定される。したがって、映画、テレビ、録音などは認められない。

労働監督官の許可を得た場合は、16歳未満であっても深夜就労が可能となる。

なお、深夜業に就労させることが必要なスペクタクルについて、「許可委員会」に対し児童の出演許可申請を申し出る際には、まず、労働監督官から許可を得る。その許可が認められた場合は、労働監督官から認可を受けているということが、許可委員会に通知される。許可委員会は、他の様々な労働条件について、個別許可を行い、最終的な撮影許可を行う。

ただし、深夜就労が認められたとしても、年少者が就労を認められない深夜時間帯が規定されている。年少者が深夜労働に従事する場合であっても、午前0時から翌朝4時までの時間帯に、就労することはできない。

年齢	深夜時間帯	就労が不可能な時間帯	深夜時間帯
16歳未満	午後8時～	午前0時～午前4時	～午前6時
16歳から18歳	午後10時～	午前0時～午前4時	～午前6時

モデルについては、16歳未満の児童には、深夜労働は認められない。

## 5. 演劇子役等の教育面への影響、演劇子役等の収入などの財産管理

### (1) アメリカ

#### 【教育】

カリフォルニア州では、娯楽産業に従事する児童に対して、州規制において特別な制度（スタジオ教員）が用意されている。

学校は、娯楽産業労働許可書を持つ生徒の欠席、又は、公立学校生徒のための実演を行う非営利の芸術組織に参加する生徒の欠席を、認めることができる（娯楽産業労働許可書を持つ生徒に対して認められる欠席日数は、学校の1年度につき5日までとされている）。

娯楽産業における雇用のために学校の欠席が認められた生徒は、この欠席期間中、労働局長官により資格を与えられたスタジオ教員により教育を受けなければならない。当該スタジオ教員が当該生徒に行った授業内容、成績評価、及び単位認定は、当該学校区又は郡の学校監督者により、承認されなければならない。

スタジオ教員は、教育に関する業務に加え、16歳未満の未成年者に対して、その健康、安全、及び道徳について世話をする義務をも負っている。

なお、ニューヨーク州には、スタジオ教員制度はない。

## 【財産管理】

アメリカでは、州法により娯楽産業に従事する児童の財産が、特別の制度によって保護されている場合がある。

例えば、カリフォルニア州のクーガン法は以下のような規制を行っている。①芸術的雇用契約に従事する未成年者を雇用する使用者は、当該未成年者の雇用を開始してから180日以内に、親権者等が設定すべきクーガン信託口座が利用できない場合には、当該未成年者の総収入額の支払いから15%をアメリカ俳優基金（the Actor's Fund of America）の特別口座に預金する義務を負い、②アメリカ俳優基金は、当該預金について、未成年者の親権者等に通知する義務と、当該未成年者が独立した未成年者か18歳に達したときから60日以内に通知する義務を負い、③労働局長官は、芸術的雇用契約の下で未成年者が業務を遂行するための労働許可書の期間を6か月に設定し、かつ、当該労働許可書に、受託者がクーガン信託口座を開設したことを証する文書が添付されていない場合には、当該労働許可書の発行から10日間の営業日が過ぎたときに、同許可書は無効となる。

## （2）イギリス

### 【教育】

演劇子役等の就労の可否を判断する基準の一つに、「児童の教育が損なわれることのないよう手立てを講じること」がある。申請者は、具体的にどのような手立てを講じるのかを示し、それについて児童が通う学校の校長の同意を得るべきものとされ、そしてその後、地方教育当局がその手立てが十分なものであるかを判断する。

許可の保有者は、そのようにして許可が出される前に地方教育当局により承認された、児童が教育を十分に受けることができるようにするために必要かつ適切な手だてを確実に行わなければならない。例えば、長期間のミュージカルに児童が出演する場合等には、個人教授（private tuition）を付ける必要がある。この場合、個人教授の教師は、地方教育当局の承認を受けた者でなければならない。また、十分な教育といえるためには、最低1日に3時間の授業がなされなければならない。個人教授の教師は、6人以上の子どもをみてはいけない。このような個人教授と通常の学校とを組み合わせたものは、十分な教育とは考えられないものとされている。

許可基準の中に、児童の健康、福祉と教育を保障するための様々な措置を講ずる義務が、申請者（許可を受ける事業者）に課されている。そうした許可基準に定められているものの中でも非常に特徴的な措置として、児童の福祉の確保のために、監護者（シャペロン（chaperone））を付けることが許可の要件とされている。

監護者は、児童の福祉を保障するために、全ての時間において児童の福祉に責任を持つものがあることを確実にするために設けられたものである。監護者は、地方教育当局

の承認を受けた者でなければならない。一人の監護者がみられる児童の数は、12人までとされている。監護者は、児童の実演場所において、実演やリハーサルの休止時間において、児童の食事の世話をし、休憩時の世話をし、遊び相手をする。また、監護者は、児童の実演ないしリハーサルの時間を計測し、それが法定の時間を超えることがないようにし、法定の休憩や食事時間が守られるようにしなければならない。

#### 【財産管理】

児童の財産管理については、1968年児童（実演）規則は、必要な場合には、当該免許に係る実演に関して児童が得た報酬の全部ないしは一部が、地方教育当局の認めた方法で扱われるよう保証することを許可の保有者に対し求める、という条件を付した許可を地方教育当局は出すことができるとする規定を設けている。

### （3）ドイツ

#### 【教育】

国は児童に義務教育を施す義務があり、親は子どもに義務教育を受けさせる義務がある。休学が長期間に及ぶ場合は、学校側は学習プログラムを提供し、家庭は家庭教師を付けるなどして学習進度を確保しようとする。ただしそれが奏効しているかどうかは、担任、学校長の就労への理解、児童の成績、仕事の頻度などにより、ケースバイケースで一概には言えない。ちなみに、成績不良で落第した場合、学校長の判断で、その後の就労を認めないこともある。

特別許可を継続的に得るためには、学校と保護者とが良好な協力関係を保ち、子どもの学習の進度を保つことが不可欠であるとされている。ヒアリングした保護者も、学校側との対話・協力を重視し、例えば学校の入学前に児童の芸能活動の実績を学校側に伝えるなどして、学校の理解と配慮を得ようとしていた。家庭が塾や家庭教師を手配する際、学校の紹介を受けた例もあった。

学校関係者によると、学校側も、児童の成績・全体像や、保護者をよく観察するよう心がけている。加えて、現時点で児童に特に問題がないとしても、将来のことも含めて、保護者と情報交換をし、意思の疎通を図ることが重要と考えている。

保護者の話によると、演劇（舞台）の場合は、学業との両立にあまり不都合はない。一方、映画撮影の場合は、一般的に数日間まとめて撮影に入るため、その間学校は終日欠席となり、児童によっては学習の進度に支障が出ることもある。

長期間、撮影のために通学できない場合は、授業に遅れを取らないよう学校が提供する教材で独学したり、専門家が学習を見たりする。問題は、教師が児童の芸能活動に理解を示さない場合で、ヒアリングでは、数学の教師から教材が送られなかったため、後から授業に追いつくのに苦労したとの経験談が聞かれた。その児童（8年生、日本で言えば中学校2年生に当たる）は、数学では「不可」を取ったが、追試を受けて何とか合格

することができた。

NRW州では、演劇子役等の就労日数が30日を超える場合には、使用者は「メディア・教育専門家」を演劇子役等に付き添わせなければならない。「メディア・教育専門家」は、6か月程度の社会教育、心理学、メディア学に関する科目を履修して資格が付与される。

具体的には、台本を教育的観点から評価するほか、家庭や社会環境、学業、児童の適性を総合的に考慮し、必要に応じて学校や監督機関と協議を行う。また特別許可の申請に先立ち、出演計画書を作成して製作会社に提出するのも、その業務の一つである。

#### 【財産管理】

ドイツでは、他の調査対象国のように、児童の報酬管理について特別の制度がない。親権者が児童の財産を管理する。専門家が今後に向けて検討中とのことであるが、中には児童の収入に依存して生活する親もおり、親の財産管理に問題がある場合は、青少年局が親に代わって財産を管理することもある。

### （４）フランス

#### 【教育】

1987年制定の教育基本法を根拠に実施されている義務教育課程は、履修方法を各学校の自由な裁量に任せているが、児童のカリキュラムの修得に関しては厳しい義務を課している。そのため落第する児童も多い。そういった中、芸術専門教育と国民一般教育を同時に施すパリの国立オペラ座付属バレエ学校と演劇子役等児童が通学するロニョニ小中学校では、学業の修得、健康管理、家庭との連携に力を入れるなど手厚いサポートによる学内体制を整備して、芸術専門教育と一般教育のバランスを図ることで高いレベルでの教育を実現している。

#### 【財産管理】

演劇子役等の報酬について大きな決定権を持つのは、地域県の衛生社会局（Direction des Affers Sanitaires et Sociales）の中に設けられている「許可委員会」である。許可委員会は、18歳以下の未成年者に対して支払われる報酬のうち、児童あるいは未成年者の保護者が受け取り、自由に処分することができる割合を決定することができる。残りの金額は、「預金供託金庫」に支払われ、18歳の成人に達するまで預金される。預金供託金庫は児童本人の名義で開設される。

## V 調査研究成果からの示唆

### 1. 法制、その運用及び実効性確保の体制

演劇子役等の就労規制については、各国の法制は、児童就労の最低年齢を定めながら、娯楽産業における児童の就労を個別許可（一部には包括的許可）の下で認めている。

許可手続について、アメリカとその他の調査対象国では大きく異なる。アメリカでは、

娯楽産業に従事するために、雇用主（使用者）の使用許可書の他に児童が労働許可書を取得しなければならない（許可申請は親又は後見人が行う）。使用許可書が無期限で継続的に用いられるのに対し、労働許可書は、就労する実演単位で取得し、また、申請手続きにおいて学業成績などが審理されることからみると、重点は児童が取得する労働許可書にあると思われる。

これに対して、他の調査対象国は、許可申請は、児童を使用する雇用主（使用者）が、児童が従事する実演ごとに行い、許可は雇用主（使用者）に対して発給されている。

両者の違いは、アメリカでは、児童が労働者として就業していない場合を含めて規制しているのに対して、他の国は、年少労働者（換言すれば、使用者が演劇子役等を労働者として使用する場合に限定して）の保護というコンセプトに立っていることから生じていると思われる。

演劇子役等の職種としては、舞台での出演（演劇、オペラ、ミュージカル）、音楽会（コンサート、合唱等）、テレビ・ラジオ番組の収録、映画撮影、モデルとしてのパフォーマンス等メディア・文化領域における職種全体に及ぶ。

許可手続においては、①演劇子役等の就労条件、②演劇子役等の安全・健康への影響、③学習進度への影響、④児童の福祉（児童にふさわしい演目内容であるかどうかなど）、⑤世話人（ドイツ）又は監護者（イギリス）の帯同がチェックされる。

許可申請に際しては、各国で多少の違いがあるが、親又は後見人の就労同意書、児童の年齢を証明する文書、児童が通学する学校長等の同意書、児童が出演する演目・興行の内容及び児童の役柄等を示す文書（例えば脚本）等の提出が求められている。

許可を発給する機関は、各国で様々である。ドイツは州の営業監督署又は労働保護監督署などの労働行政機関（監督官庁）であり、フランスでは、地方行政の各機関と労働監督官などから組織される「許可委員会」であり、イギリスは地方教育当局である。

各国の行政組織の在り方と密接に関連しており、どれが最適かは一概にいけないが、いずれにしても、その際、医師、学校関係者、各国の青少年局等の年少者保護機関といった専門家の同意を許可手続において求めるなどして、当該児童の教育、健康、福祉、家庭環境など個別的事情を詳しく調査している。

演劇子役等の就労の法運用状況については、調査対象国においては、概ね法規が遵守されているという評価がなされている。とくに、フランスの法制及びその運用は成功しているようである。しかし、その他の国では、法運用の監督体制に不備がある旨の指摘を受けており、問題なしとしない。

問題点は2つあるものと考察される。

既にのべたように、許可発給機関が地方レベルの機関であることから、全国的に統一された対応がなされておらず、そのため混乱が生じている。例えば、ドイツでは、演劇子役等の就労許可は、演劇子役等を使用する雇用主（使用者）が所在する州の監督官庁

が発給しているが、演劇子役等自体は他の州から来ている場合もある。ところが、義務教育期間は州によって異なっているので、許可を発給する監督官庁は演劇子役等が住んでいる州の学校教育制度を認識したうえで許可を発給することになるが、この点について各州の監督官庁間での連携は必ずしも円滑ではないように見受けられた。

イギリスでも同様の問題が指摘されている。地方教育当局が許可を発給するが、地方当局が作成する許可発給の基準に統一性が欠けている。その実例はイギリスの実態面のレポートに詳しい。

第二に、許可発給後の演劇子役等の就労の監督・実効性確保の体制に問題がみられる。イギリスでは、地方教育当局が許可を発給し、その後、許可条件が適切に履行されているかどうかチェックするが、地方教育当局自体には、違反に対する制裁の執行権限がないために、迅速な執行ができない。また、アメリカ、イギリス、ドイツでは、監督機関の担当者の人員不足のために、監督が十分なされていないという指摘がなされている。

この点で、監督体制を補完する活動が注目される。具体的には、イギリスにおける「監護者」(シャペロン)、アメリカ・カリフォルニア州の「スタジオ教員」、ドイツ NRW 州における「メディア・教育専門家」の存在が注目される。

イギリスにおける「監護者」(シャペロン)は、児童保護の観点から親の代理を努めるとともに、就業場所においては、監督行政の代理として法運用の監督を行い(労働時間規制の遵守等)、法律上雇用主に義務づけられた業務(児童の到着から退出までの記録作成等)を行う。

「スタジオ教員」「メディア・教育専門家」は、本来監督行政を補完するものとして位置づけられているわけではないが、演劇子役等と現場で身近に接していることから、法運用の監督機能を実質的に果たしていると思われる。

こうした機能を果たす上で重要な条件は、①法律・条例で、これら専門家の帯同を雇用主(使用者)に義務づけていること、②これら専門家が研修などを経て資格を有する者であること(親であるというだけでは足りない)、③有償で雇われ、費用は演劇子役等を使用する事業主が負担することである。

しかしながら、これら専門家の在り方についてなお検討されるべき課題が残っている。これら専門家には、就労現場での撮影中止などの具体的権限が与えられていない。そこで、児童を使用する雇用主(使用者)との「交渉」となるが、彼らは雇用主に雇われているために、その地位の独立性を維持することはしばしば困難である。

## 2. 演劇子役等の労働保護規制

各国の演劇子役等の労働保護規制から示唆を受ける点としては、規制内容のきめ細かさがある。アメリカ、イギリス、フランスの法制は、児童の健康を維持し、教育面で学習進度に配慮し、福祉面の向上を図るため、演劇子役等の年齢に応じて労働時間をきめ

細かく規制している。

我が国の演劇子役等の労働時間等の規制は、年少者（15歳から18歳未満）の労働時間規制の一部を修正して適用しているが、調査対象国では、演劇子役等について特別の規制を設けており、そのきめ細かな規制内容は、我が国における演劇子役等の労働保護規制のあり方を考えるに当たって、参考となるように思われる。

演劇子役等の就労可能時間帯（深夜労働）の上限については、対象国は、就労可能時間の上限を概ね午後10時ないし12時までとしている。このように、深夜まで就労可能としている理由は、演劇・オペラ・ミュージカル等の演目の開演時間が午後7時以降で、終了まで2～3時間を要するという事業者側の事情にもとづいている。

もっとも、実際の就労時間の上限は、演目の内容、児童の年齢や健康・精神状態、児童の意向等を総合的に考慮して、上記の上限内で、許可を行う機関がケースバイケースで決定している。

深夜までの就労が児童の健康、教育面でいかなる影響を及ぼしているかについては、基本的に翌日の学校の授業がある場合には、児童にとって負担があるという認識がなされているように思われる。劇場を出て自宅に到着するまでの時間を考えると、深夜0時を過ぎる場合もあるからである。

就労時間が深夜に及ぶ場合、各国の法制はなんらかの措置を講ずるよう命じている。例えば、終業後自宅又はホテルまでの送り迎えが必要とされていたり、往復の付添人を規則で定めたり、監督官庁が許可を発給する際に付添人がいることを許可条件とすることなどがみられる。

なお、イギリス、フランス、ドイツでは、「休息期間」という考えを導入している。休息期間というのは、労働終了後次の労働開始までに必ず一定時間を置かなければならないという考えであり、例えば、ドイツでは児童について14時間を置かなければならない。これによって、就労可能時間は実質的に制限される。

舞台での興行に従事する児童に対して、テレビ番組・映画製作に従事する児童は事情が異なる。テレビ番組・映画などでは昼間に撮影し、これを技術的に夜のように見せるということが可能であり、時間帯を遅くするという必要性はそれほどないように思われるからである。フランスのように、深夜労働については、許可は生の舞台興行に限定され、テレビ番組・映画製作など録画・録音するものは、深夜業の申請の対象とならないとする例もある。

テレビ番組・映画製作で問題となるのは、むしろ、①撮影場所での滞在時間（拘束時間）の長さ、②就労日数の長さである。

この点では、アメリカ（カリフォルニア州）、イギリス、ドイツ、フランスでは、実労働時間のみならず休憩時間を含めた職場での滞在時間（拘束時間）について上限規制が加えられている。また、年間単位で就労できる日数を制限している。そのため、就労許

可の発給に当たって、当該児童のこれまでの就労日数がチェックされる。年間で就労できる日数の上限は国又は州により異なる。ドイツを例にとると、概ね年間30日を上限としているが、明文で規定していないため、NRW州では、「メディア・教育専門家」の帯同を条件に30日を超える就労も認めている。

### 3. 演劇子役等の健康管理、教育への配慮と演劇子役等の財産管理

#### 【健康管理】

演劇子役等の健康は、就労前の許可手続（許可発給）の段階と就労開始後の段階で管理されている。

許可発給段階の健康管理として、医師による健康診断（又は健康診断書の提出）が必要とされる。健康診断の目的は、国によって異なり、ドイツのように児童が当該出演業務に従事しうることだけをチェックするものから、フランスのように当該児童が短期的・将来的に健全に成長できるかをチェックするものもある。

就労開始後の児童の健康管理は、基本的に付添人である親と雇用主（使用者）に委ねられることになる。だが、ヒアリングにおいてたびたび指摘されていることだが、雇用主は撮影時間を多めに確保しようとし、親は雇用主の意向に従う傾向にある。

雇用主と親とのこうした関係を考えると、行政機関による監督は不可欠である。しかし、突発的に体調が悪化する場合に監督官庁が適時に対応することは事実上困難であり、就労現場で児童に付き添っている「監護者」「メディア・教育専門家」の意義が増すことになる。

#### 【教育】

教育面での影響に関しては、実演が1～2日といった短期の場合はあまり問題がないようである。しかし、就労が長期にわたる場合には、教育面での悪影響が避けられない。そこで、何らかの教育的な措置が必要となる。

演劇・ミュージカル等の出演の場合には、児童が演ずる役に複数の児童（ダブルキャスト）を当てるなどして、負担の軽減が図られている。もっとも、興行が長期にわたる場合には相当な負担となる。

テレビのシリーズ番組や映画撮影においては、主役級の児童は長期にわたり実演することになる。就労期間が当初予定ではそれほど長くなくても、撮影スケジュールが長引き、就労期間が延長されることも少なくないようである。

児童が学校を長期間欠席することになる場合、基本的には、親及び児童本人が通学している学校と連携を保ちながら、担任などが学習進度に遅れないようにサポートしているようである。しかし、担任が児童の就労に批判的であると、この連携がうまくいかない場合もある。教育面でのサポートは、学校又は担任が子役としての就労に対してどのようなスタンスをとっているかに大きく左右されるようである。



一部の国では、児童の教育面への配慮のために何らかの制度を考案している。この点で、アメリカ・カリフォルニア州が、学校の学期中に休んで子役として働く場合に児童の就業場所に「スタジオ教員」を配置するよう使用者に義務づけていることや、イギリスのように、許可申請の際、教育面で必要かつ適切な様々な措置（その一つとして「個人教授」を付けることがある）を使用者に提示させ、地方教育当局がこの措置が十分であるか判断して許可を発給していることは注目すべきである。

#### 【財産管理】

演劇子役等が得た収入が親によって費消されるという問題が指摘されている。これに対する各国の対応は異なっている。

アメリカ・カリフォルニア州は、クーガン法により演劇子役等の収入管理について特別な信託制度を設けている。クーガン法という名称は、400万ドルもの富を子役として稼ぎながら、彼が成人する前に両親により使い果たされたジャッキー・クーガン氏（チャップリンの映画「キッド」の子役）の名前に由来している。

子役の財産を親権の濫用から守るために、フランスでも同種の制度が設けられている。イギリスでも地方当局に演劇子役等の財産管理に関する命令を行う権限が定められている。これに対して、ドイツはこの問題に対する特別の制度を持っていないが、ヒアリングではその必要性を指摘する意見があった。

子役の財産に対する親権の濫用に対し、日本の労働基準法は、独自の法制度を設けている。すなわち、労働基準法58条は、親権者又は後見人が未成年者の労働契約を代わって締結してはならないと規定し、同59条は、未成年者が独立して賃金を請求できること及び親権者又は後見人が未成年者の賃金を代わって受け取ってはならないことを規定している。

しかし、調査対象国の法制において、こうした規定は見当たらなかった<sup>1</sup>。

児童の財産に対する信託制度又は親権の行使の制限には、各国の親子関係に対する考え方の違いも伏在しており、単に労働保護法制だけにとどまらない問題であるが、児童の財産に対する親権濫用防止の一手段として日本においても検討すべき課題であろう。

---

<sup>1</sup> もっとも、ドイツ民法113条は、「法定代理人が未成年者に対して役務又は労務に入る権能をあたえたとき、未成年者は、その許された種類の役務又は労務関係の締結又は解約、若しくはその関係から生ずる義務の履行に関する法律行為について、完全なる行為能力を有する。」と規定し、この規定は、労働基準法58条の制定の際参考とされたようである（寺本廣策『労働基準法解説』（信山社版、285頁））。しかし、この規定だけでは、正当な親権の行使までも排除することになり労働保護の上から欠けるところがあるという理由で、現行法のような規定が導入されたようである。